

学校いじめ防止基本方針



宝塚市立光明小学校

令和4年(2022年)5月

学校いじめ防止基本方針(2022 年改訂)

はじめに

本校は、人間尊重の精神を教育の基盤にし、「互いにかかわり合い 高め合う 光明っ子の育成」を学校教育目標として、「自主」「自律」「情愛」の育成に向けた教育活動に取り組んでいる。また、保護者や地域との連携を図り、学校と家庭、地域がそれぞれの役割を踏まえながら、子どもたちの健全な成長を目指している。

平成 25 年にいじめ防止対策推進法が制定され、その第 13 条に学校はいじめ防止基本方針の策定が義務付けられた。そこで、本校は、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）についての対策を総合的かつ効果的に推進するため、本基本方針を策定したが、平成 29 年(2017 年)に、国と県がいじめ防止基本方針をそれぞれ改定し、令和元年(2019 年)7 月に市がいじめ防止基本方針を改定したことを受け、本基本方針を改定した。

1 基本的な考え方

- ① いじめは全ての児童に起こり得るものであることを認識し、本校の最重要課題の一つとして位置づけ、決して一人の教職員が抱え込むことなく、学校全体で取り組む。
- ② 児童にも、「いじめは絶対に許されない」という考えを、あらゆる教育活動を通して、全ての児童に理解させなければならない。その際、児童も巻き込んだ活動とする。
- ③ 保護者、地域の人たちの力を借りながら、学校を取り巻くコミュニティ全体でいじめ問題に取り組む体制を構築する。

2 いじめの定義

本方針において「いじめ」とは、以下のようにとらえる。

「いじめ」とは、児童等（児童生徒）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的には、次のような態様が考えられる。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれや集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- SNS（インターネット）等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

3 いじめ解消の要件

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、国の基本方針が示すように、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により長期の期間を設定する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要がある。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童等を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければならない。

4 いじめ防止等のための組織の設置

学校は、いじめ防止等に関する事項を実効的に行うため、常設の組織として「いじめ防止委員会」を設置する。

いじめ防止委員会は、「生活指導上の問題」が、「いじめ」に当たるのかを判断し、いじめの解消に向けた対応に当たるだけでなく、いじめの防止等に向けた教育課程の編成・実施等、より積極的な機能や役割を担うことのできる組織とする。また、学校いじめ防止委員会の目的、役割をより明確にするため、学校いじめ防止委員会の機能を既存の生活指導委員会等に担わせることがないようにする。

(1) 構成員

いじめ防止委員会の構成員は、校長、教頭、生活指導担当教員、養護教諭、その他学校の実情に応じて決定する。また、個々のいじめ事案の対処等にあたっては、関係の深い教職員を追加するなどの柔軟な組織とする。さらに必要に応じ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心理や福祉の専門家、弁護士、医師など外部専門家の参加により、より実効的ないじめ問題の解決に資する体制とする。

(2) 役割

いじめ防止委員会は、次の役割を担う。

○推進法第2条に規定されている「いじめの定義」を全教職員が理解し、積極的にいじめ認知を行うことができるように組織体制を確立する。

○学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核

- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核
- 校内研修の企画及び運営
- 保護者や地域との連携、情報の提供
- 法第28条に規定する重大事態の調査を学校が行う場合の組織（ただし、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えて対応）

5 いじめ防止等の対応に係る年間計画の策定と見直し

学校基本方針に沿って実施したいじめ防止等のための取組や校内研修等の取組状況等を学校評価の評価項目に位置づけ、P(計画)、D(実施)、C(検証)、A(改善)サイクルの中で、定期的に点検、評価を行い、年間計画を見直していく。

なお、学校評価に当たっては、いじめの認知件数のみを評価対象とせず、児童生徒や地域の実情等を踏まえて目標を設定し、組織的対応の観点で評価されるよう留意する。

また、学校運営協議会においても、取組状況の点検・評価を行い、改善に努める。

6 教職員研修

いじめ防止等のための教育活動を学校全体で実効性のあるものにしてくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、教職員同士が気軽に何でも相談できる協働性豊かな職場の雰囲気が必要である。そのために、校内研修を有効に活用して、教職員が率直に意見を交換しながら、教職員個々のいじめ防止等に関する意識を高めなければならない。

内容としては、児童一人ひとりが自己存在感や自己有用感を持ち、互いを思いやり尊重する心を育む指導や学級経営のあり方、またカウンセリングマインドなど児童理解による生徒指導のあり方など、多様なものを取り上げる。また、いじめ防止基本方針やいじめ防止等の年間計画を教職員全員が共有し、個別の事例研究等による教職員の共通理解を図ることができるようにする。

さらに、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医師、弁護士などの専門家を活用する。

研修は次のことに留意して行う。

- 少なくとも年に2回以上行う
- 年間計画に位置付けて行う
- 形骸化することなく、実態に応じた内容で行う

7 教職員がゆとりを持って児童と向き合う時間の確保

ノー会議デー、定時退勤日の実施、事務作業や会議の効率化等を一層進めるなど勤務時間の適正化を図ることにより、教職員がゆとりをもって児童生徒と向き合う時間を確保し、一人ひとりの児童生徒の状況や学級集団等の様子を日常的に把握す

るなど、いじめの防止等に資する体制を整備する。

保護者に、「勤務の適正化に係る取組について」を配布し、教職員の平均超過勤務時間、定時退勤日、勤務時間終了後の電話連絡について周知し、保護者への理解と協力を求める。

8 児童の主體的な活動

学校全体でいじめ防止に取り組む観点から、児童自らが主体となった活動（特別活動、委員会活動、学級会活動等）の中で、いじめ防止に対する取組を行うよう指導する。その際、次のような内容が考えられる。

- どのようにすれば、いじめが起こらない学級・学校づくりができるのか
- いじめが起きたとき、自分たちの力で解決するにはどのようにしたらよいのか
- その他、いじめをなくすためにはどのような考え方や方法、仕組みが必要なのか

9 家庭や地域との連携

児童生徒を取り巻く多くのおとなが、児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体、学校に関係する人たちとの連携を進め、学校と家庭、地域とが組織的に協働する体制を構築する。

また、保護者や地域も参画する学校運営協議会を活用して、いじめ防止等について情報交換や意見交換を行う。その際、保護者や地域の協力を得るためには、日ごろから開かれた学校づくりに努める。

10 いじめの防止

（１）人権教育の実施

いじめは相手の人権を侵害する行為であり、絶対に許されるものではない。このことを児童一人ひとりがしっかりと理解し、互いの人権を尊重する心を育まなければならない。本校では、全ての教育活動に中に常に人権尊重の視点を持ち取り組んでいるが、人権週間における重点的な取組、人権参観を通じた児童の学びと保護者への啓発など、あらゆる機会の中で人権教育を進めていく。

（２）特別活動の充実

たてわり活動や委員会活動を積極的に活用し、異学年交流を積極的に取り入れ、学年の枠を超えて子ども同士の関わり合いを深めながら、自他共に尊重できる人間形成を進めていく。

（３）道徳教育の実施

いじめをしない、させない、許さない、見逃さない態度を育成するにあたっては、児童が生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識を持たせることが必要となる。教科書や、「私たちの道徳（文部科学省）」「兵庫県道徳教育副読本」などの教材を活用しながら、充実した道徳教育を計画的に進めていく。

（４）体験活動の実施

体験的な活動は児童の豊かな人間性や価値観の形成、自尊感情の獲得、仲間意識

や自己肯定感を醸成する。1，2年生の自然観察体験、3年生の環境体験、4年生の福祉体験、5年生の自然学校、6年生での修学旅行をはじめとして、各学年に応じた多様な体験活動を計画的に進めていく。

11 いじめの早期発見

(1) 定期的なアンケート調査等の実施

いじめの実態把握のための「いじめ調査アンケート」を原則としていじめが疑われる場合等、実態に応じて即時実施するとともに、少なくとも学期に1回以上実施し、担任等による面談を通じて、いじめの兆候となる情報を計画的に収集、記録し、教職員間で共有する。アンケートの実施に当たっては、記名、無記名、記入場所、提出方法等、アンケートの内容に応じて配慮する。

学校におけるいじめアンケートの保存期間について、全員分の回答用紙は対象児童生徒が卒業するまでとし、回答を取りまとめた文書は5年間保存する。

また、1学期には、必ず、教育委員会作成の「こころとからだのアンケート調査」を行う。本アンケート調査は、心理教育、リラクセーション、アンケートへの回答、回答後の担任等による面談という一連の指導として行い、回答結果の分析に応じて、スクールカウンセラーなどの臨床心理士によるカウンセリングを活用する。

(2) 教職員と児童生徒との良好な人間関係の構築と相談機能の充実

いじめが疑われる事案があったとき、いじめを受けている児童やその保護者、またいじめを見た児童生徒などから、安心して相談できる教職員であるよう、日ごろから児童との良好な関係を構築する。

また、児童や保護者、地域等からのいじめに関する相談を受けるところとして、担任等の教職員、校内の「いじめ防止委員会」等が担っているが、この相談体制が適切に機能しているかなどについて定期的に点検するとともに、学校だより、保護者懇談会、PTAの会議、学校運営協議会などを通じて広く周知する。

(3) 児童のSOSを発信できる力の育成

学校は相談機能の充実を図るとともに、自殺予防プログラム等を実施し、児童が自分自身や友達の危機に気付き、問題を一人で背負い込まずに対処をしたり関わったりし、信頼できる大人につなぐことの重要性を理解する等、児童のSOSを発信できる力の育成を図らなければならない。

また、日頃より、主体的に自分の思いを伝えられるよう、友だちや教師等の大人との信頼関係ができるよう、多種多様な関わり合い活動を推進していく。

12 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けた時の対応

いじめと疑われる行為を発見した時は、その場ですぐに止める。児童生徒や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴する。いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、「いじめ防止委員会」に情報を提供し、組織的な対応を行う。その際、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。

(2) いじめを受けた児童や保護者への支援

いじめを受けた児童から事実関係の聴取を行う。また、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝えるとともに、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝える。また、いじめを受けた児童にとって信頼できる友人やおとななどと連携し、児童に寄り添い支える体制をつくる。児童をしばらく見守る、という対応については、援助を求めた側が、「自分は守られている」という事が感じられるように対応し、いじめを受けた児童が一刻も早く、安心して学校生活を送ることができるよう、全力で取り組む。

こういった取組に当たっては、児童の個人情報に取扱い等、プライバシーには十分留意する。

(3) いじめた児童徒への指導、その保護者への助言

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。聴取した事実関係は、速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、保護者と連携した対応を行う。その際、家庭における児童への指導等について必要な助言を保護者に行う。

場合によっては、いじめた児童に対する別室での指導、学校教育法第11条の規定に基づいた懲戒を行うこともあり得る。その際は、市教育委員会と十分に協議の上で行う。

(4) 周囲の児童への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えること、いじめを止めることはできなくても、誰かに伝える勇気を持つことを指導する。

はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

いじめは学級全体の問題であることを児童に理解させながら、被害児童と加害児童、周りの児童との関係を修復し、好ましい集団活動ができるよう、集団の一員としての在り方について考えさせる。

1 1 インターネットを使ったいじめへの対応

(1) インターネットでのいじめの防止

インターネット等によるいじめは、被害が広範囲で長期に及ぶ可能性がある。そのため、日ごろからの情報モラルに関する教育に取り組む。警察等の関係機関の協力を得た「サイバー犯罪防止教室」の開催や、生活指導の中で取り上げるなど、正しい知識と利用についての教育を進める。また、保護者に対しても、電話機やゲーム機もふくめ、インターネット接続機器等の児童の利用は保護者の責任の下で行うことの理解を深め、保護者の責務について周知を図る。

(2) ネットいじめの早期発見

インターネット等によるいじめは、閉ざされた人間関係でおとなが見えにくい中で行われることが多く、なかなか発見しにくい。そのため、教職員は児童の些細な人間関係や生活、心情の変化をとらえるため、常にアンテナを高くするよう心掛ける。

(3) インターネットによるいじめへの対処

インターネット等での不適切な書き込みやSNSによる誹謗中傷等については、被害の拡大を避けるため、削除の措置を講じる。名誉棄損やプライバシー侵害があった場合は、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど、教育委員会や警察、法務局などと連携し、必要な措置を講じる。

12 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

本方針において、「重大事態」とは、次のようにとらえる。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 年間30日以上いじめにより欠席した場合

年間30日以上欠席でなくても、児童がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合でも、教育委員会や学校の判断により重大事態ととらえる。

また、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態としてとらえる。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した時は、直ちに教育委員会に報告する。教育委員会が学校で調査をするよう判断した時は、「宝塚市いじめ防止等基本方針」に沿った対処を行う。

13 その他の事項

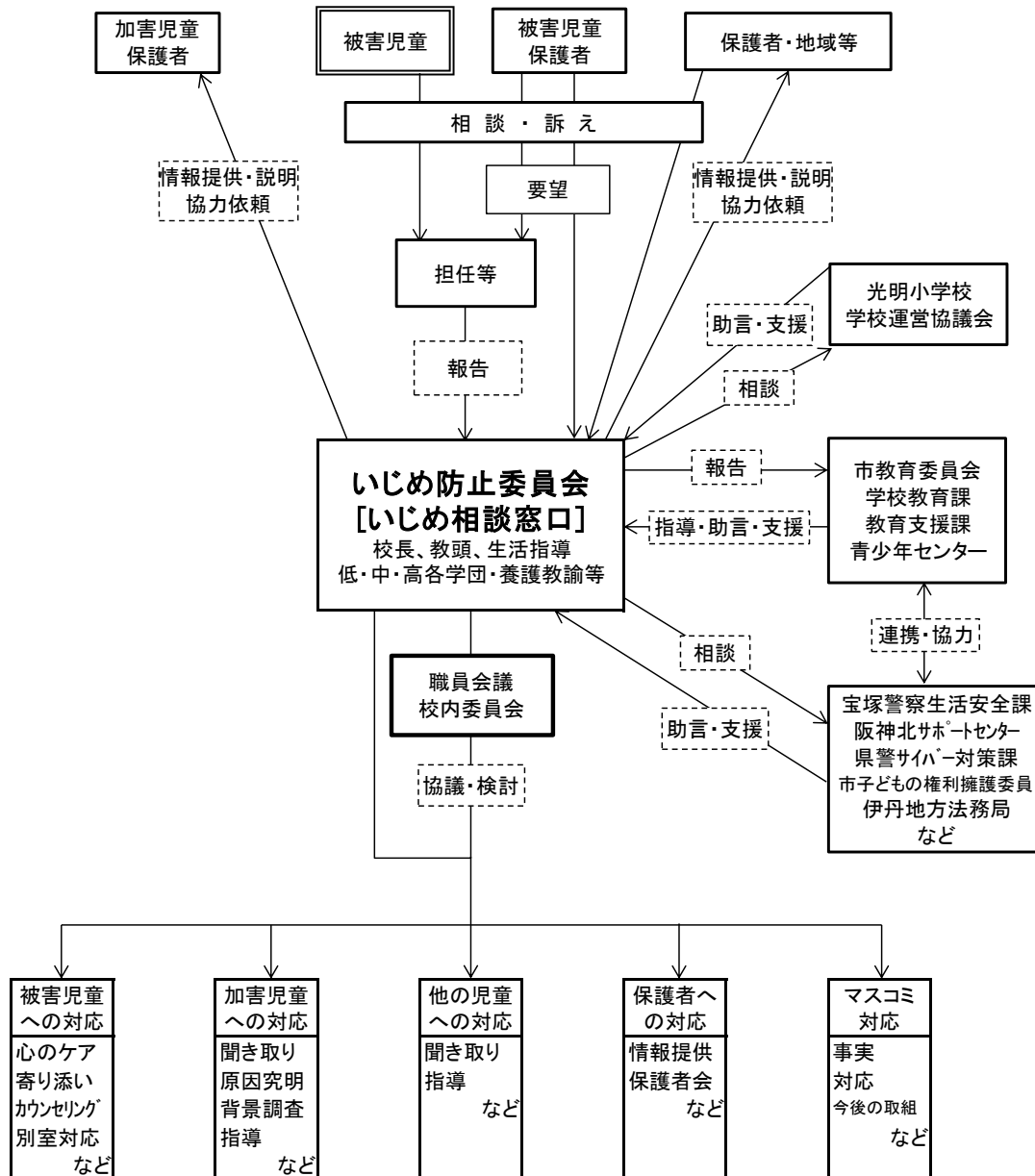
いじめ防止等の対応については、県教育委員会発行の「いじめ対応マニュアル」や市教育委員会発行の「教職員のためのいじめ問題対応マニュアル」を参考にする。

<参考資料>

- 資料1 校内組織体制・対応
- 資料2 年間指導計画
- 資料3 こころとからだのアンケート
- 資料4 いじめ調査アンケート
- 資料5 いじめ早期発見のためのチェックリスト

I 校内組織体制・対応

資料1



- 被害児童を第一に考えて対応する。
- 対応は迅速かつ組織的に行う。
- 情報提供や説明は、個人のプライバシーに十分配慮する。
- マスコミ対応は、窓口を一本化し、市教育委員会と十分に相談の上行う。
- いじめ解消後も継続的な見守りを行う。

Ⅱ 年間指導計画

資料2

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
いじめ防止委員会	定例会 ・基本方針策定 ・年間計画策定 ・学校だより ・学校HP	定例会 ・情報交換	定例会 ・情報交換 ・研修会準備	定例会 ・情報交換	定例会 ・情報交換	定例会 ・情報交換
児童	始業式講話 児童朝会	児童朝会 児童集会	児童朝会 こころとからだの アンケート 児童集会	児童朝会 終業式講話 学期の振り返り	始業式講話 学期の目標	いじめアンケート 児童朝会
	たてわり活動					
教職員・保護者等	学級懇談会 PTA総会	保幼小中連携会議	オープンスクール 児童面談 学校運営協議会 保幼小中連携会議	個人懇談会 児童理解研修 保幼小中連携会議	幼小中連携会議 カウンセリングマインド研修	児童面談 オープンスクール 保幼小中連携会議

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
いじめ防止委員会	定例会 ・情報交換 ・点検	定例会 ・情報交換 ・改善	定例会 ・情報交換	定例会 ・情報交換	定例会 ・点検 ・情報交換	定例会 ・改善 ・情報交換
児童	児童朝会 授業参観 児童集会	児童朝会	終業式講話 児童朝会 学期の振り返り	児童朝会 始業式講話 いじめアンケート	サイバー犯罪講演会 児童朝会 授業参観 児童集会	修了式講話 児童朝会 学期の振り返り
	たてわり活動					
教職員・保護者等	人権授業参観 学級懇談会 保幼小中連携会議	保幼小中連携会議	保幼小中連携会議 個人懇談会 学校運営協議会	オープンスクール 児童面談 児童理解研修 保幼小中連携会議	学級懇談会 ネット犯罪講演会 学校評価 保幼小中連携会議	学校運営協議会

こころとからだのアンケート

年 月 日

名前

年 組

このアンケートは、あなたのこころとからだの健康のために使います。眠り、いらいら、勉強への集中など、自分のこころとからだについてふりかえってみましょう。ふだんのあなたに一番よくあてはまるところを○でかこんでください。近いうちに、先生とアンケートをもとにお話をしましょう。

	とても	かなり	すこし	
1 なかなかねむれないことがある	はい	はい	はい	いいえ
2 いやな夢やこわい夢をみる	はい	はい	はい	いいえ
3 いろいろと気にしすぎる	はい	はい	はい	いいえ
4 家の人(おとうさんやおかあさんなど)のことが気になる	はい	はい	はい	いいえ
5 家にいる時でも、気持ちが落ち着かない	はい	はい	はい	いいえ
6 自分が悪い(悪かった)と責めてしまうことがある	はい	はい	はい	いいえ
7 誰も信用できないと思うことがある	はい	はい	はい	いいえ
8 楽しいことが楽しいと思えなくなった	はい	はい	はい	いいえ
9 どんなにがんばっても意味がないと思うことがある	はい	はい	はい	いいえ
10 自分の気持ちをだれもわかってくれないと思うことがある	はい	はい	はい	いいえ
11 頭やおなかなどが痛いなど、からだのぐあいが悪いときがある	はい	はい	はい	いいえ
12 ご飯がおいしくないし、食べたくないことがある	はい	はい	はい	いいえ
13 なにもやる気がしないことがある	はい	はい	はい	いいえ
14 授業や学習に集中できないことがある	はい	はい	はい	いいえ
15 むしゃくしゃしたり、いらいらしたり、かっとしたりする	はい	はい	はい	いいえ
16 だれかに話をきいてもらいたい	はい	はい	はい	いいえ
17 はげしい怒りがわいてくる(とてもはらがたつ)	はい	はい	はい	いいえ
18 学校には楽しいことがいっぱいある	はい	はい	はい	いいえ
19 私には今、将来の夢や目標がある	はい	はい	はい	いいえ
20 友だちと遊んだり話したりすることが楽しい	はい	はい	はい	いいえ

いまの気持ちを書いてください。

※⑥～⑩については、書きづらいときは書かなくてもいいです。

- ① 学校は楽しいですか。
 1 楽しい 2 少し楽しい 3 少し楽しくない 4 楽しくない
- ② みんなで何かをするのは楽しいですか。
 1 楽しい 2 少し楽しい 3 少し楽しくない 4 楽しくない
- ③ 授業に主体的に取り組んでいますか。(主体的:物事を自分の考えや気持ちでやろうとすること)
 1 取り組んでいる 2 少し取り組んでいる 3 少し取り組んでいない 4 取り組んでいない
- ④ 授業がよくわかりますか。
 1 よくわかる 2 少しわかる 3 少しわからない 4 わからない
- ⑤ 最近、だれかにいやなことや、いやな思いをさせられたことはありますか。
 1 ある 2 ない ※ 2を選んだ人は、⑨に進んでください。
- ⑥ どんなことをされましたか。(いくつえらんでもかまいません)
 1 嫌なことを言われた。(冷やかしい、からかい、悪口、脅し文句など)
 2 仲間はずれ、グループから無視をされた。
 3 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりした。
 4 ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりした。
 5 お金やものを無理に求められた。
 6 お金やものを隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりした。
 7 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりした。
 8 パソコンや携帯電話等を使い、SNS(LINE等)上で嫌なことをされた。(ひぼう・中傷)
 9 その他()
- ⑦ それは今も続いていますか。
 1 続いている 2 続いていない
- ⑧ そのことをだれかに話しましたか。
 1 話した 2 話していない
- ⑨ あなたは、他の人がからかわれたり、いやな思いをさせられている人を見たり聞いたりしたことがありますか。
 1 ある 2 ない ※ 2を選んだ人は、⑩に進んでください。
- ⑩ そのときあなたは、どうしましたか。(いくつえらんでもかまいません)
 1 注意してやめさせた。 2 だまっていた。
 3 その場をはなれた。 4 いじめられている人の話を聞いた。
 5 先生に相談した。 6 家の人に相談した。
 7 その他の大人に相談した。 8 友だちに相談した。
- ⑪ すぐに相談したいことがある人は、右の □ に ○ を書いてください。

ねん 年 ぐみ 組 なまえ 名前

Ⅳいじめ早期発見のためのチェックリスト

資料5

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている
- ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあったりする
- ☐ グループ分けをすると特定の児童が残る
- ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある
- ☐ 特定の児童に気を遣っている雰囲気がある
- ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう児童がいる
- ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- ☐ 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている

いじめられている児童

◎日常の行動・表情の様子

- ☐ 活気はなくおどおどし、話す時不安な表情をする
- ☐ わざとらしくはしゃいでいる
- ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない
- ☐ 顔色が悪く、元気がなく暗い表情になる
- ☐ 早退や一人で下校することが 増える
- ☐ 遅刻・欠席が多くなる
- ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ☐ ときどき涙ぐんでいる
- ☐ 忘れ物が多くなったり、提出期限が守れなくなる
- ☐ 周囲が何となくざわついている
- ☐ 常に周囲の行動を気にし、目立たないようにする
- ☐ 発言を強要され、突然個人名が出される
- ☐ 悪口を言われても言い返さず、愛想笑いをする
- ☐ にやにや、にたにたしている

◎ 授業中・休み時間

- ☐ 発言すると冷やかされたり、周囲がざわつく
- ☐ 一人でいることが多い
- ☐ 班編成の時に孤立しがちである
- ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる
- ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- ☐ 教職員の近くにいたがる
- ☐ 決められた座席と違う場所に座っている
- ☐ ひどいアダ名で呼ばれる
- ☐ 遊びだと友人とふざけているが、表情がさえない
- ☐ 不まじめな態度、ふざけた質問をする

◎ 昼食時

- ☐ 好きな物を他の児童にあげる
- ☐ 他の児童の机から机を少し離している
- ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- ☐ 食べ物にいたずらされる
- ☐ 給食を一人で食べる人が多い
- ☐ 笑顔がなく、黙って食べている

◎ 清掃時

- ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- ☐ 一人で離れて掃除をしている
- ☐ 目の前にゴミを捨てられる
- ☐ 掃除をさぼることが多くなる

◎ その他

- ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- ☐ 理由もなく成績が突然下がる
- ☐ 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている
- ☐ 顔や手足にすり傷やあざがある
- ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごる
- ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない

いじめている児童

- ☐ 多くのストレスを抱えている
- ☐ 悪者扱いされていると思い、ムキ、乱暴になる
- ☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる
- ☐ 特定の児童にのみ強い仲間意識をもつ
- ☐ 教職員によって態度を変える
- ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない
- ☐ グループで行動し、他の児童に裏で指示を出す
- ☐ 他の児童に対して威嚇する表情をする
- ☐ 活発に活動するが他の児童にきつい言葉を使う
- ☐ 友だちとの会話の中に差別意識が見られる
- ☐ 金品や物の貸し借りを頻繁に行っている
- ☐ 仲間同士集まり、ひそひそ話をしている
- ☐ 教師が近づくと、急に仲のよいふりをする
- ☐ 教師が近づくと、集団が不自然に分散する。